

MON03200001394

併合の由來と朝鮮の現狀

朝鮮總督府

併合の詔書

朕東洋ノ平和ヲ永遠ニ維持シ帝國ノ安全ヲ將來ニ保障スルノ必要ナルヲ念ヒ又常ニ韓國カ禍亂ノ淵源タルニ顧ミ義ニ朕ノ政府ヲシテ韓國政府ト協定セシメ韓國ヲ帝國ノ保護ノ下ニ置キ以テ禍源ヲ杜絶シ平和ヲ確保セムコトヲ期セリ

爾來時ヲ經ルコト四年有餘其ノ間朕ノ政府ハ銳意韓國施政ノ改善ニ努メ其ノ成績亦見ルヘキモノアリト雖韓國ノ現制ハ尙未タ治安ノ保持ヲ完スルニ足ラス疑懼ノ念毎ニ國內ニ充溢シ民其ノ堵ニ安セス公共ノ安寧ヲ維持シ民衆ノ福利ヲ増進セムカ爲ニハ革新ヲ現制ニ加フルノ避ク可ラサルコト瞭然タルニ至レリ

朕ハ韓國皇帝陛下ト與ニ此ノ事態ニ鑑ミ韓國ヲ舉テ日本帝國ニ併合シ以テ時勢ノ要求ニ應スルノ已ムヲ得サルモノアルヲ念ヒ茲ニ永久ニ韓國ヲ帝國ニ併合スルコトトナセリ

韓國皇帝陛下及其ノ皇室各員ハ併合ノ後ト雖相當ノ優遇ヲ受クヘク民衆ハ直接朕カ綏撫ノ下ニ立チテ其ノ康福ヲ増進スヘク產業及貿易ハ治平ノ下ニ顯著ナル發達ヲ見ルニ至ルヘシ而シテ東洋ノ平和ハ之ニ依リテ愈々其ノ基礎ヲ鞏固ニスヘキハ朕ノ信シテ疑ハサル所ナリ

朕ハ特ニ朝鮮總督ヲ置キ之ヲシテ朕ノ命ヲ承ケテ陸海軍ヲ統率シ諸般ノ政務ヲ總轄セシム百官有司克ク朕ノ意ヲ體シテ事ニ從ヒ施設ノ緩急其ノ宜キヲ得以テ衆庶ヲシテ永ク治平ノ慶ニ賴ラシムルコトヲ期セヨ

御名 御璽

明治四十三年八月二十九日

制度改正の詔書

朕夙ニ朝鮮ノ康寧ヲ以テ念ト爲シ其ノ民衆ヲ愛撫スルコト一視同仁朕カ臣民トシテ秋毫ノ差異アルコトナク各其ノ所ヲ得其ノ生ニ聊シ齊シク休明ノ澤ヲ享ケシメムコトヲ期セリ

今ヤ世局ノ進運ニ從ヒ總督府官制改革ノ必要ヲ認メ此ニ之ヲ施行ス是レ從來ノ廟謨ニ基キ時ニ應シ宜ヲ制シ以テ施政ノ便ニ資シ治化ノ普及ヲ圖ルニ外ナラス方今歐州ノ戰亂新ニ熄ミ世態ノ變遷殊ニ劇シ朕深ク此ニ鑑ミル所アリ益々民力ノ發達ニ務メ其ノ福利ヲ増進セシメムコトヲ念フ百官有司克ク朕カ意ヲ體シテ事ニ當リ德化ヲ宣布シ民衆ヲシテ各職ヲ勵ミ業ヲ樂ミ永ク昇平ノ惠澤ニ浴シ共ニ邦家ノ隆運ヲ扶翊セシメムコトヲ勵
メヨ

御名 御璽

大正八年八月十九日

目次

一 併合の由來

日鮮古來の關係
明治時代の日韓交渉
韓國施政の頽廢
保護政治の確立——統監府の設置
日韓併合成る

二 朝鮮の現狀

朝鮮總督府設置——施政の革新
地方制度の改正——諮問機關の設置
産業の振興——總生産額十四億七千萬圓
交通機關の發達——道路の延長三千八百里——鐵道哩程一千四百五十五哩
教育の進歩——學校の數二千——生徒の數三十一萬二千餘
醫療機關の普及——衛生狀態の改善
司法制度及警察の整備——國民生活の安定
國民の協戮



併合の由來と朝鮮の現狀

一 併合の由來

朝鮮古來の關係

内地と朝鮮とは、古より極めて密接な關係があつて、遠く神代に於て既に素盞鳴尊の半島の地を治めたまふた事蹟もあり、降つて崇神天皇の御代には、任那が始めて日本に朝貢し、又其の保護を仰ぎ、次いで新羅王子歸化等の史實がある。之に由つて見るも、昔から兩國の關係の淺くなかつたことが窺はれる。殊に神功皇后の御征韓以來、新羅・百濟の二國が長く日本朝廷の威勢に服するに至り、高句麗も亦朝貢した。新羅・百濟の二國が日本の臣民となつたことは、かの有名なる高句麗好太王の碑文にも見えて居る。其の後半島に於ける諸國は大陸に於ける民族消長の影響で屢々動搖し、日本朝廷に於て之を制せんとして兵を出したことも一再でなかつたが、天智天皇の御代に至り、大化革

新の後を承け、庶政整理・蝦夷平定等の對内統治に忙しくて、爾來復た半島のことを顧みる遑なき状態で推移したが、足利時代になつては兩國互に國書を齎らした使臣を送つて善隣の事實を擧げて來た。其の後豊臣秀吉の文祿・慶長の兩役があつてから、兩國の間は一時疎隔するに至つたのを、徳川幕府が其の修好を舊に復し、朝鮮よりの使節は第十一代將軍家齊の時代まで來聘したが、其の後暫く中絶した。

日鮮關係の史實は前述の如くであり、殊に支那の儒教や印度の佛教、其の他諸般の文物典章等も、朝鮮を経て日本に傳はり、其の文明を進めたことは顯著な事實である。斯の如く内地と朝鮮とは歴史的交渉を有し、又地理上の關係に於ても、僅に一衣帶水を隔て、相對し、兩國民中、其の血液の相通つて居るものが尠くないのみならず、人種及文明を同じくし、最も融合し易い要素を備へて居る。

明治時代の日韓交渉

明治元年以來、日本朝廷は屢々使を朝鮮に遣し、好を修めんとしたが、當時朝鮮王李熙(李太王殿下)幼年の爲、其の父大院君が執政された時代で、固く守舊鎖國の方針を採り、

日本の使節を拒絶するのみならず、帝國に對し極めて傲慢無禮であつたので、遂に明治六年日本朝廷に征韓の議が起り、參議西鄉隆盛・後藤象治部・板垣退助・江藤新平・副島種臣等は、其の議の行はれないので職を辭した。

翌々明治八年九月、日本の軍艦雲揚號が江華島に於ける朝鮮砲臺から砲撃されしに依り、應戰の後該砲臺を乗取り、大砲其他の武器を鹵獲して引揚げたことがあり、國論沸騰したけれども、日本政府は、隱忍して修好通商を求める爲、黒田清隆を特命全權辦理大臣に任じ、明治九年江華島に於て日韓修好條約を結び、通商開港を約し、朝鮮の獨立自主權を明かにし、明治十三年帝國公使館を京城に設置した。これより先、朝鮮に在つては國王が既に成長せられて親ら政務を裁し、王妃閔氏の一族が權勢を得たが、閔族と大院君及其の黨與たる守舊派との間に、絶えず權勢の爭奪が行はれた。此の時に當り、清國は閔族を援けて其の勢を朝鮮に張らうとし、之が爲に日本公使館並其の居留民は、前後二回に互つて暴徒や清兵の襲撃を受けた。越えて明治二十七年四月、親日派の金玉均が上海に於て刺客に殺され、韓廷が之を八道に梟するや、偶々地方官の虐政を怨んで居た東學黨が蜂起し、其の勢猖獗を極め、韓廷は自ら之を鎮定する力が無いので、援を

清國に請ふたが、清國は其の屬邦を保護すると稱して兵を出した。こゝに於て、日本は朝鮮を清國の屬邦と認めざると共に、其の公使館及居留民保護の爲に兵を出した。たま／＼韓國政府亦自ら覺る所あり、其の自主獨立に矛盾した清國との條約を廢棄し、牙山に屯せる清兵を撤退せしめることを日本公使に依頼したので、日本兵は清兵と成歡に戰を交へ、遂に日清役となつたのであるが、勝利は日本軍に歸し、明治二十八年四月、日本と清國との間に和議成り、清國は遂に朝鮮の自主獨立を確認した。

これより先、韓廷に於ては明治二十七年日本公使大島圭介の勸告に依つて内政の改革を行つたが、更に井上馨が公使として韓國に赴任するや、施政綱領二十條を定めしめて諸般の改革を行ひ、日本政府より三百萬圓を貸付けて其の經費に充て、又各部に顧問となつた日本人も少くなかつたが、其の後閔族が益々勢を振ひ、翌年七月露國公使ウエバーと結び、朴泳孝其の他の親日派を逐ふや、露國獨り勢を擅にし、ウエバーの威は韓廷を凌ぎ、政令さながら其の手に出づるが如く、京城元山間の電信線をシベリア線に接續せしめ、又鴨綠江岸の森林の伐採・軍隊の教練・財政の監督等、其の權悉くウエバーの掌に握られ、更に清國より旅順・大連を租借し、滿洲を占領して次第に兵を北韓に進め

専ら軍事的施政に急なるに及び、日露の國交斷絶し、遂に明治三十七八年役となつた。

韓國施政の頹廢

翻つて觀るに、韓國の施政は久しく頹廢して居つたが、李朝の末葉に至つて其の弊を極め、殊に宮中と府中との區別が亂れ、宮内官は固より、一般行政官廳の小官吏に至るまで、其の任免が、一に宮中の意に出づるので、大小の官吏は、唯己の地位を失はんとのみを虞れ、ひたすら宮中の意を迎へるに急で、殆んど他を顧みる邊なく、従つて有爲の人物が官吏に登用せられず、政治が頹廢を極めた。又宮中には群小の徒が妄に出入し、或は妖言を恣にし、或は陰謀を企て、或は祭典其の他の事に依り、徒に多額の金錢を費さしめ、しかのみならず無用の官署及官吏を置くことが多いので、皇室費は常に不足を告げ、之が爲に宮内府より直接に徵稅官を地方に派遣して各種の雜稅を徵收せしめたり、名目の無い賊課を強ひたり、或種營業の特許を宮内府に屬せしめて手數料・免許料を人民から徵收したり、政府に命じて人民に租稅領收證を賣渡し、將來の國庫收入を其の買受人から直接に取立てさしたり、官職を賣つて收入を圖つたり、巨額の用途ある場

合には富豪から金品を徴収したり、又一般に賦役を課したりした。又各官廳の吏員達は任意に其の管掌中の特種の權利や資格などを賣り出して、其の私腹を肥やした。且官吏は概ね横暴で、庶民は卑められて、殆んど其の權利を認められず、地方官は擅に人民から租税を徴収し、又種々の名目を設けて、賦課を強ひ、財寶等を徴収した。之が爲に庶民の貯蓄は行はれず、産業は衰頹し、民力は疲弊し、天災地變の際は固より、平時に於ても、春麥の刈入前と新穀の出廻り前には、糧食が盡きて餓死する者が少くないやうな状態であつた。

保護政治の確立——統監府の設置

斯の如くにして帝國は明治初年以來、韓國の自主獨立と進歩開發とを援け來つたが、衰弊の極、常に其の治安が保たれず、絶えず強國の壓迫を受け、國礎が動搖して東洋禍亂の因を爲し、帝國の安全を脅すことが多大であつた。こゝに於て帝國政府は其の禍根を絶ち、韓國の秩序を維持し、東洋の平和を永遠に保障し、兩國共同の利益を増進せんが爲には、韓國を帝國の保護指導の下に置き、其の施政の革新を圖らしむる外なきを認

め、日露役後、時局の推移に伴ひ、數次韓國政府に協商し、新に統監府を設置することとなり、關係各國も帝國の韓國に於ける政治上・軍事上・經濟上の優越な利權を承認し保護政治の基が確立するに至つた。

斯くて明治三十八年十二月統監府を設置し、翌年三月統監伊藤博文は大命を拜して韓國に赴任し、直接韓國の外交事務を統轄すると共に、施政改善に關する指導監督の事に當り、銳意韓國政府を激勵して宮中及府中の紀綱を肅正し、內閣及地方官制を改革し、顧問として多くの本邦人を韓國政府の要路に増聘せしめ、政務を刷新し、特に産業・教育・土木・交通・金融等諸般施設の改善に著手せしめ、又無利子無期限の立替金を韓國政府に提供し、施設改善に伴ふ政費の膨脹に應ぜしめた。

日韓併合成る

帝國政府の韓國に對する指導保護の厚きを加ふること前述の如くであつたけれども、其の治安は未だ維持せらるゝに至らず、各地に義兵と僭稱する匪賊が蜂起して人民の生命を害ひ財産を奪ひ、多年秕政の餘弊は容易に改むることが出來ず、其の現状に根本的

革新を加へ、彼我兩國合體して局面の展開を圖るより外、統治の實績を挙げ、民衆の福利を増進する途が無く、韓國有識者の多數も亦現狀打破の避くべからざるを認め、當時同國に於ける知識階級の一團で輿論を代表する一進會の如きは、自ら進みて日韓合邦を提唱し、韓國皇帝及日韓政府に對して兩國の併合が兩國民發展の爲にも、東洋平和維持の爲にも最も適當な處置であることを建白した。

爾來半島の民心は漸く併合の議に傾き、帝國の輿論も亦これを是認するに至つたので帝國の廟議一決し、日韓兩國永遠の福祉を増進し東洋將來の平和を確保する爲には兩國の併合を斷行する外無きことを韓國政府に提議したところ、同國政府の意向も之に一致し、韓國皇帝に於かせられても、大局に鑑みて之を納れたまひ、明治四十三年八月二十九日、日韓併合の大業は、和平の間に成り、諸外國も齊しく之を認むるに至つたのである。

日韓併合の行はるゝや、天皇陛下には畏くも詔書を渙發せられ、併合の宏謨と民衆綏撫・文物開發の聖旨とを宣明したまひ、舊韓國皇族に帝國皇族の禮遇を賜ひ、併合前と同額の歳費を供與し、李王職官制を定めて李王家の事務及財用を整頓充實し、朝鮮貴族令を設けて王家の懿親及功勞者を貴族に列したまひ、別に臨時恩賜金三千萬圓を朝鮮に賜

はり、内一千七百餘萬圓を授産・教育及凶歉救済の基金として各府郡に頒ち、約四百萬圓は窮民及精神病者の救療・孤兒盲啞者の教養・行旅病者の救護等慈惠救済の基金として夫々慈善機關に配與し、其の餘は貴族・功勞者・舊政府在官在職者及耆老・孝子・節婦・鰥寡・孤獨・廢疾等の者に金圓を賜はり、又逋租（租税の滞納になつて居るもの）地稅（土地に課する租税で大體内地の地租に當る）社還米（凶荒などに備ふる政府の貯蓄米として人民より納めさすもの）の減免・罪囚の大赦等、恩寵普く加はり、新附の民は聖旨の優渥なるを知るに及び、漸く帝國官憲に接近し、新政の精神を了解し、自ら其の歸嚮を誤らざるに至つたのである。

二 朝鮮の現状

朝鮮總督府設置

施政の革新

明治四十三年十月一日、朝鮮總督府官制が發布されて、新政を施くこととなり、社會の秩序を保ち、生命財産の安固と教育人文の發達とを圖り、特に産業を振興する方針を

以て、時勢民度に應じ各般の施設を進め、銳意文化の發展と、福利の増進とに盡瘁した結果、新附の民は、従前の如き誅求壓迫を免れ、漸く治平の慶に賴るに至つた、けれども歐洲戰後、時勢の變遷が急激で、從來適切な制度も、漸く時宜に順應せぬやうになつたので、當局に於ては、それ〴〵施政革新の計畫を樹てつゝあつたが、偶々大正八年三月半島各地に、獨立騷擾事件が起り、折角の革新計畫が一時頓挫の已む無きに至つたけれども、間も無く其の鎮定を見るに及び、同年八月に至り、總督府官制其の他が大に改革されたのである。此の官制改革の大綱は、民度進展の實況に鑑み、總督には武官のみならず文官を、任用し得るの途を開き、憲兵を主とした警察制度を廢して普通警察制度に改めた如きは其の重要な點であつた。

改正の本旨は當時煥發せられた、詔書に明かで、文明的政治を確立扶植し、新領土の民衆を誘掖して、行く々々内地人と同一地位に立たしめ、更に其の長所を發揮し、日韓併合の宏謨を發揚せんとするに外ならぬのである。斯くて總督府は施政上、治安の確保民意の暢達・行政の刷新・國民生活の安定・文化及福利の増進・人心の一新等を綱領とした。更に之が具體的項目を示せば、内鮮人官吏差別待遇の撤廢・法令の簡約・事務の

整理簡捷・中央集權主義を地方分任主義に改めること・行政處分上被處分者をして十分諒解せしめること・地方制度の改正・在來文化及慣習の尊重採擇・言論集會及出版の自由・教育の普及・産業の開發・警察機關の整備・醫療衛生機關の擴張・民心の綏撫善導人材登用上の門戸開放・内鮮人の融和等であつて、爾來其の計畫に基き、種々の施設を爲し、著々最初の目的を達成しつつある。

地方制度の改正

諮問機關の設置

朝鮮の面積は一萬四千三百十二方里本州より滋賀縣を除いた面積と略々相等しい。人口は約一千七百四十五萬人、其の中に三十六萬人の内地人と若干の外國人とを含んで居る。全鮮を十三道(道は内地の府縣に當る)に分ち、更に之を十二府(府は内地の市に當る)二百十八郡二島、二千五百四面(面は内地の町村に當る)に分ち、道に道廳を置き、之を組織する、知事以下の職員の稱呼も殆ど、府縣と同様である。而して道以下の地方諸團體は、現今猶未だ完全な自治團體の體を具ふるに至らないけれども、將來地方自治制度を施行する階梯として、各團體にそれ

それ民意に基く諮問機關を設けてある。即ち道の地方費については道評議會を置き、十八人乃至三十七人の會員を以て定員とし、其の三分の一は官選で、三分の二は府若は面の協議會員を選舉人とする間接選舉の方法に依つて任命される。又府及面にも協議會を置き、其の會員は八人乃至三十人を定員とし、府並朝鮮總督の指定する面(府に準ずべきもの)に在りては民選で、他は官より任命することになつて居る、此の外普通教育費については、朝鮮人側に學校評議會と稱する諮問機關があり、内地人側に學校組合と稱する自治團體がある。又特殊公共團體としては水利組合がある。

産業の振興

總生産額十四億七千萬圓

韓國政府時代に於ける朝鮮の産業は頗る振はず、其の生産額の如き、明治四十三年に於ては三億六百萬圓、輸移出入額は六千萬圓に過ぎない狀況であつたが、總督府設置以來、銳意産業振興の方法を講じた結果、大正十一年に於ける、生産額は十四億七千萬圓(併合當時に比し約五倍)に達し、輸移出入額四億七千萬圓(同約八倍)に上つた。之を略説すれば、産業の

大宗たる農業は總人口の約八割の者が之を營み、耕地面積は併合當時二百四十六萬町歩であつたが、大正十年には四百三十二萬町歩を超え、尙開墾干拓に依りて耕地と成し得べき土地が少くない、而して農産物中の主なるものは米であつて、大正十年の産額は一千四百三十萬石（併合當時に比し四割の増加）に達し、其の中輸移出さるゝものが、三百五十萬石である。殊に近來品質向上し、内地米に比して毫も劣らない程である。

米に亞ぐ重要作物は麥類であつて、大正十年に於ける産額は一千十七萬石（併合當時に比し六割の増加）輸移出額三十萬石に達した。又豆類殊に大豆の産出も頗る多く、大正十年には其の産額四百六十八萬石（同五割の増加）輸移出額百八十八萬石（同三倍強）を超えて居る。

次に林業について言へば、朝鮮は禿山を以て名高いが、總督府設置以來林政に力を用ひたので、漸次林相が良くなり、十餘年前に比して全く見違へるやうになつた地方もある。即ち併合當時は林野面積一千五百八十五萬町歩の中、成林地五百十二萬町歩、稚樹發生地六百六十二萬町歩、未立木地四百十萬町歩であつたが、大正九年末には、成林地五百四十八萬町歩、稚樹發生地七百二十九萬町歩、未立木地三百十二萬町歩の割合を示して居る。其の他漁業・鑛業の如きも著しく進展し、殊に工業としては近時漸く工場工

業の發達を見るに至つた。

交通機關の發達

道路の延長三千八百里——鐵道哩程一千四百五十五哩

朝鮮は昔から道路らしい道路が無く、多くは畦畔などを歩行して往來し、甚だ不便であつたが、總督府始政後、之が改修に努めた結果、大正十一年末に於ける既成道路の延長三千八百三十六里（併合當時に比して約十三倍）に達し、既定計畫の約六割の竣功を告げ、其の幅員は一等道路四間以上、二等道路三間以上、三等道路二間以上である。營業用自動車の運轉區間の如きも、己に一千六百餘里の延長を有するに至つた。

鐵道の營業哩程は國有に於て一千百七十八哩（併合當時の約二倍）私設に於て二百七十七哩（同約四十六倍）を算し、殊に釜山より京城を経て新義州に至る縱貫線は、歐亞交通の根幹を爲して居る又港灣の設備も大に整ひ、就中釜山・仁川・元山・鎮南浦に於ける築港工事の如きは、其の著しいものである。

教育の進歩

學校の數二千——生徒の數三十一萬二千餘

教育は普通教育・實業教育・師範教育・專門教育・大學教育の五種に分ち、大體内地の制度と異なる所がない。たゞ風俗習慣等を異にし、國語を常用とするものと、然らざるものとある爲、普通教育に於ては、國語を常用とするものをば、小學校・中學校・高等女學校に、然らざるものをば、普通學校・高等普通學校・女子高等普通學校に入らしめて居る。併し教授上に於ては何れも國語を以て之を行ひつゝあることは、兩者共に同一である。しかし特別の事情ある場合は、兩者相互に入學し得るの途を開いてある。而して普通教育以外の教育は、總て内鮮人共學である。又此等諸學校と内地に於ける同種の諸學校との入轉學に關する聯絡も認められ、文官任用令上の特權の如きも亦内地同様の取扱を受くることになつて居る。

教育制度の整備と共に、各種の學校が漸次設立され、普通學校の如きは、大正八年に三面一校の計畫を立てたが、現今は既に其の完成を告げ、將來は地方の狀況に依り地方の

民力に應じて更に之を増設するの方針を採つて居る。斯の如き状態で、大正十一年五月末に於ける諸學校の數は、初等程度のもの一千二百七十四(併合當時に比し約四倍)、中等程度のもの四十八(同約)、實業學校六十(同約)、專門學校八(同約)、師範學校二であつて、其の生徒總數三十一萬二千餘人(八倍)、此の外成規の教科課程に據らずして各種の教育を爲す私立學校六百二十七を算し、尙近く大學を開設する爲、大正十三年度より大學豫科を開設することとなつて居る。

醫療機關の普及

衛生狀態の改善

併合前に於ける衛生の狀態は極めて不良であつて、現代の醫學を修めた醫師は絶えて無く、且つ患者の多くは鍼灸治療に依り、又巫女・賣卜者の言に惑され、醫療を厭ふ如き風習があつたので、年々各種の傳染病は盛んに流行する狀況であつたが、併合後、醫療及衛生狀態の改善に意を用ひ、總督府醫院を京城に設くる外、一般の診療並窮民救療を目的とする慈惠醫院を各道に設け、其の數二十七を算し、又僻陬の地には公醫を置き、

其の數二百二十八人あり、尙各道に巡回診療を行はしめるなど、専ら醫療の普及に努めて居る。此の外、保健衛生改善の爲、主なる市街地に對し、工費の半額以上を補助して水道を敷設せしめ、既に之が完成を告げた市街は二十三箇所ある。又各道に補助金を給し、隔離病舎の建設並共用井戸の掘鑿等をも獎勵して居る。

司法制度及警察の整備

國民生活の安定

韓國時代に於ては、司法と行政との混淆が甚だしく、裁判は總て行政官が之を行ひ、而も常に賄賂や請託に依つて左右せられ、其の極端なものになると、何等の罪もない民を捕へて無實の罪に陥れ、久しく牢獄に投じて金品を収め、又罪の有る者を無罪とするが如き状態で、且裁判の系統の如きも一定せず、甲の官吏の裁判に敗けた者は、更に一層勢力のある乙の官吏に訴へたり、時の權勢家に請託して判決を覆へさせたりするやうな紊亂状態であつたが、統監府時代に、司法事務を全然行政事務より切り離し、日本司法制度に倣うて、大審院・控訴院・地方裁判所・區裁判所を開設せしめたが、總督府設置

後、又數次の改正を加へ、現在は地方法院(内地の地方裁判所に當る)、覆審法院(内地の控訴院に當る)、高等法院(内地の大法院に當る)の三階級と爲し、更に必要の地に地方法院の事務の一部を取扱はしむる爲、其の支廳を置いてある。斯くて司法制度の確立と共に、従前の弊風は全く一掃せらるゝに至つた。

又警察制度は、併合當時憲兵をして警察官と共に普通警察及衛生行政の事務を掌らしめたものを、大正八年の官制改正に於て、内地と同一の制度を採ると共に、警察機關の擴張と充實とに努めた結果、治安は確實に維持せられ、民衆安堵して其の業を勵むに至つた。彼の所謂獨立陰謀團の如き徒輩も、僅に國外に於て國權回復を呼號するに止まり、鮮内一般に靜穩である。

國民の協戮

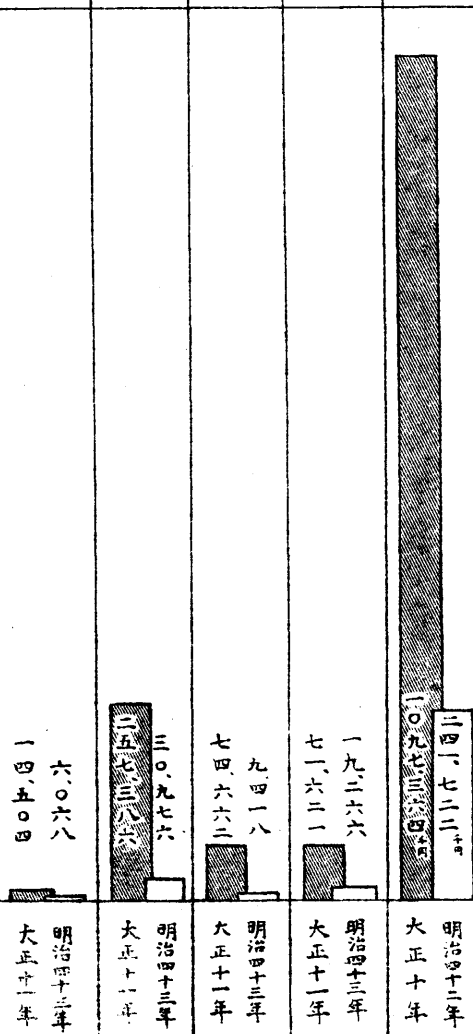
併合以來、僅に十三年にして朝鮮は、其の面目を一新した。若し現状を以て、十餘年前に比べたならば、實に隔世の感があらう。けれども、翻つて之を内地の進歩に比ぶれば、種々の點に於て遅れて居るところがある。殊に朝鮮に於て最も必要なことは、産業

の振興と經濟の發展とである。而して此等の事は獨り朝鮮に於ける官民のみの力で出来るものでなく、廣く内鮮人の協戮に俟たなければならぬ。ついては帝國々民全體が能く朝鮮を了解し、併合の由つて來れるところを知り、且朝鮮の開發が如何に帝國々運の伸展上大切であるかを考へ、内鮮人の融和を愈々密にし、其の一致の努力に依り、朝鮮の開發即ち帝國々運の伸展に努めたいものである。

統計圖表

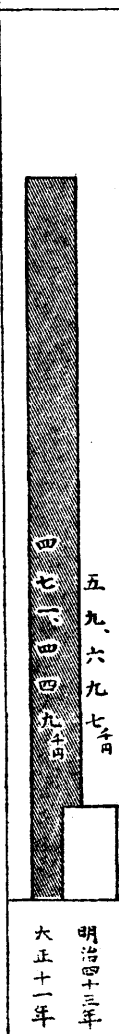
生 產 額

農產物 林產物 水產物 工產物 鑛產物

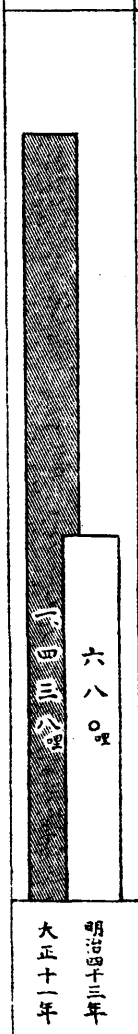


貿 易

輸移出入總額

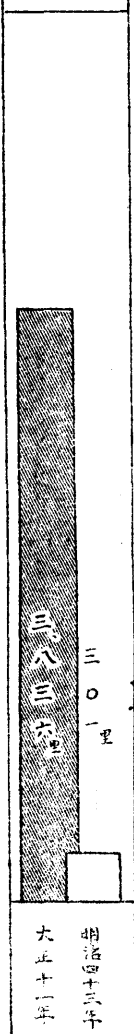


鐵 道



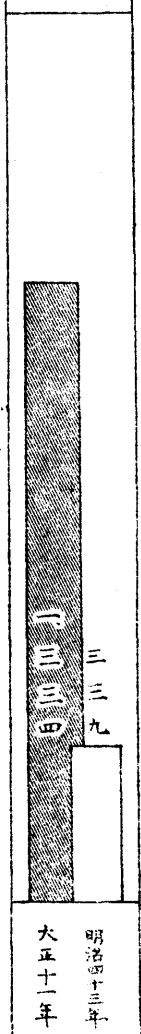
鐵 道

道 路



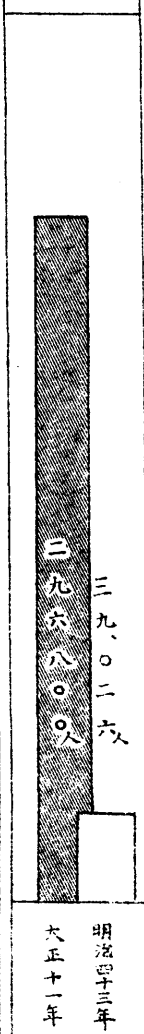
道 路

官公立學校



學 校

官公立學校生徒數



生 徒

大正十二年十月廿八日印刷
大正十二年十月卅一日發行
大正十三年二月廿八日再版

朝鮮總督府

朝鮮印刷株式會社印刷